

## 平成22年第3回竹原市議会臨時会会議録

平成22年7月12日開会

(平成22年7月12日)

議席順	氏 名	出 欠
1	大 川 弘 雄	出 席
2	道 法 知 江	出 席
3	宮 原 忠 行	出 席
4	片 山 和 昭	出 席
5	鴨 宮 弘 宜	出 席
6	北 元 豊	出 席
—	—	—
8	大 森 洋	出 席
9	稲 田 雅 士	出 席
10	唐 崎 輝 喜	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席
15	天 内 茂 樹	出 席
16	小 坂 明 三	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 笹 原 章 弘

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	豊 田 義 政	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	久 重 雅 昭	出 席
会 計 管 理 者	大 下 建 宗	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	堀 川 豊 正	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	中 沖 明	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ ぐ り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	中 沖 明	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	柏 本 浩 明	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	山 元 立 志	出 席
下 水 道 課 長	大 田 哲 也	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	新 谷 寿 康	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	新 谷 寿 康	出 席
水 道 課 長	前 本 憲 男	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第48号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案第49号 工事請負契約の締結について

午前10時00分 開会

議長（小坂智徳君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年第3回竹原市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に昨日の参議院議員選挙における投票用紙の交付誤りについて、理事者側より経過報告をいたしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長。

市長（小坂政司君） 議会前の貴重な時間をいただきまして、昨日の参議院議員通常選挙における投票用紙の交付誤りについて御報告をさせていただきます。

昨日行われました選挙の投票事務の際、竹原市高崎町の第13投票所において、投票用紙の交付の誤りが発生しましたことは、公正な選挙執行において絶対にあってはならないことであり、投票された47人の選挙人の皆様には多大な御迷惑をおかけし、また、議員各位を初め、多くの市民の皆様方に変な御心配をおかけしたことに対し、まことに申しわけなく、心よりおわびを申し上げる次第でございます。

今後二度とこのような事態を招くことのないよう事務の適正執行について注意を喚起を行うとともに、意識啓発を徹底してまいり所存でございます。

昨日の事態の発生経過等につきましては、この後、選挙管理委員会事務局長から報告をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（小坂智徳君） 選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（桶本哲也君） 失礼いたします。

昨日発生いたしました参議院議員通常選挙における投票用紙の交付誤りにつきまして御説明をいたします。

竹原市第13投票所におきまして、投票開始時刻の午前7時から午前8時30分までの約1時間30分の間、選挙区の投票用紙と比例代表の投票用紙を自動交付機に誤ってセットしたまま44人の有権者に投票用紙を交付し、投票を行っていただきました。

また、45人目から47人目の3名の有権者には選挙区の投票用紙を交付すべきところを比例代表の投票用紙を交付し、これを投票後に有権者からの指摘により初めて投票用紙の交付誤りに気づき、本来であれば、比例代表の投票用紙を交付しておりましたので、選挙区の投票用紙を交付すべきところ、誤って比例代表の投票用紙を二重で交付するという

過ちを犯してしまいました。

こうした投票用紙の交付誤りにつきましては、先ほど市長も申し上げましたとおり、公正な選挙執行において絶対にあってはならないことでありまして、投票された47名の有権者の皆様には心からおわびを申し上げます。

事件発生の対応状況でございますが、47人目の投票が終了した時点で投票用紙を正しくセットし直し、48人目の選挙人からは正規の投票用紙を交付いたしました。また、事件発生を投票所の職員から電話で報告を受けまして、現地において事情聴取を行い、このことを広島県選挙管理委員会に報告いたしますとともに、誤って交付し、投票された有権者の方々につきましては、各家庭を訪問するなどして謝罪を行ったところでございます。

議員の皆様を初め、市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしまして、申しわけありませんでした。

今後このようなことが二度と起きないよう事務従事者の意識改革のほか、点検業務を徹底してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） ただいまの報告に対する質疑を行います。3番。

3番（宮原忠行君） 1つは、公職選挙法の問題といたしますかね、恐らく公職選挙法の問題なのか、あるいは規則なのか、あるいは通達の問題なのか、47名の方は、その選挙区用紙が違うとはいいながら、明らかに自分の意思として候補者名なり、あるいは支持政党名を書かれたわけですよね。

それで、これに対してですね、恐らく無効ということになるんでしょうけれども、果たして用紙が違うという形式的な判断だけで無効とすることが正しいのかどうかね。法律の解釈論として、基本的には形式的かつ画一的な判断は、法令上、法源上というか、違法とされておるわけなんですよ。法解釈として、各個別の具体的な事例に即して妥当性を探る、個別的具体的妥当性を探るのが法の正しい解釈運用と言われておる中で、明らかに投票された方は自分の支持する候補者名を書き、あるいは政党名を書かれておるわけですよね。明確に有権者の意思表示がなされておるにもかかわらず、用紙の違いということだけで無効とする判断が正しいのかどうか。

もし、そうした形式的かつ画一的な法の解釈運用執行によって民意がある意味拒否されるとするならば、やはり一人一人の民意を問うという選挙の根幹にかかわってくるのではなかろうかと、こういうふうな思いもされるわけですね。別に47名の方が仮にそれを有効と認めたとしても、別に全体の利益が損なわれることもないわけですよね。そうでしょ

う。明らかにもうそこに民意は示されておるわけだからね。開票の段階、あるいは票読みの段階で、仕分けの段階で区分整理ができて有効票として扱うようなことが果たしてできないんかどうか。

例えば、これは国の中央選挙管理委員会の権限に属することなんでしょうけれども、こういう事例があって、やはり47名の方に対して謝罪ということだけで済むんだらうかどうか。別に御迷惑をしたとかなんとかということじゃない話なんですよ。47名の方があらわされたその意思というものに対してどういうふうに、個別具体的な13選挙区において発生したこの問題をどういうふうに合理的に解釈運用をしていくのかという考え方というのも本来持たなければならないことだろうと思うわけですね。

ですから、県の選管なりに対しても何とか有効として取り扱っていただけるような解釈運用ができないのか等々についても、果たしてそのような協議なり申し入れをされたのかどうか。もしされておれば、例えば県の選管から中央選挙管理委員会に対して、そこら辺の取り組みということもある意味少し時間はかかるかもわかりませんが、時間の経過からいけばまだ十二分に、8時まででいえば対応する時間はあったはずなんですよ。

それで、全国的にもこうした問題はあつたわけで、47名の方々の無効としたその措置に対してやはり私は、本来ならば本日、ここに選挙管理委員長もお越しになられて、そうしたことも踏まえてどうなんだらうかという議論なり問題提起というものをしておく必要があつたのではなからうかと、このように考えているわけです。

そして、もう1点私が気になりますのは、私のことを申し上げますと、ちょっとあんまりよろしくないかなとは思うんですけれども、4年前の選挙において、最初選管の発表が800票、そして保留になりまして、3票減って797票と、こういうことになりました。

それで、思い起こしてみますと、開票事務に関して、ここかなりですね、例えば票を二重に読んだりとかいう開票事務に関しては、このところずっと私は、市長選挙を除いては何らかのトラブルといいますかね、いうんが継続して起きておるといふふうに私は理解しておるわけですよ。

それで、そうした開票事務なり、あるいは民意を最大限に尊重するという選挙によって民主政治を行っていくという、その原理原則のところに対する理解というものがいささか欠けておるのではなからうかと。そういう形の中で、二重に読んでみたりして開票事務に非常に時間がかかったりとかいうようなトラブルも続いてきておるわけですよ。それ

で、その延長上に私は今回の問題が起きたのではなかろうかと、このように考えておるわけですよ。

それで、どうしても私は、おおよそ行政といえども人間がやることですから、あつてはならないことではありますけれども、今日における行政の考え方というのは、むしろそこら辺も含めて危機管理をどういうふうにしていくんかと、そういうことは起こり得ることなんだと、起こったときにどう対応するかということがむしろ問われてきておるわけで、そうしたある意味でいえば選挙における危機管理ということも含めて、私はもう一度、投票用紙が交付ミスによって起きた話ですからね、市民の何人かの有権者の方にもお聞きしましたけれども、「やっぱりそれは市が悪いわ」と、こういうふうな反応がほとんどですよ。であるならば、そうした解釈運用で済むのか、あるいは規則改正、あるいは公職選挙法の改正にまで進まなければならないのかわかりませんが、そこら辺の自己検証をぜひともしていただきたい。そして必要があるならば、県選管なり、あるいは中央選挙管理委員会に対してそうした提言といいますかね、いうことをぜひとも検討していただきたいと思うわけです。

それで、簡単でいいんで、今の経過について、今まで開票事務について問題があったことと、今回のそうした無効票として扱うことが果たして正しいんかどうかね。示された民意を生かそうと思えば、県選管なり中央選挙管理委員会に対して何らかの意見具申とかいったことが考えられるのかどうか、答弁をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） 選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（桶本哲也君） 失礼いたします。

今、宮原議員さん御指摘をいただきました、まず47名今回誤って投票用紙をお渡しして投票をされた貴重な投票でございますが、これにつきましては、確かにおっしゃられますように、何とか救済する方法というものは考えたわけではございますけれども、今後県の選挙管理委員会のほうにもそういった協議なり、また、そういった要望なりさせていただくことを検討させていただければというふうに思っております。

また、開票事務のことの御提言をいただきました。正確に迅速に開票事務を進めなくてはならないというふうに思っております。開票事務におきましても、そういったミス、誤りがあつてはいけませんので、そういった危機管理、意識改革をするように、また、そういったことを徹底して事務に当たっていきたいというふうに考えております。どうぞよろ

しくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 3番。

3番（宮原忠行君） もう1点御指摘をさせていただきますと、各行政委員会等々が今国レベルでもいろいろ問題になっているわけですね。それで、とりわけ民主主義の原理原則たる選挙制度を支える選挙管理委員会ですね。

私は、今回の問題に関して、この場でとは申しませんが、やはり何らかの形で次の広報になるのか、あるいは委員長見解とかおわびとかいう形で、やはり市民の皆さんにも選挙を統括する委員会の長としてのおわびなり、そして、今後の改革への決意等を含めた、そうした対応も検討をされる必要があるんじゃないかと思うわけですね。といいますのは、やはり単なる名誉職としての選挙管理委員会とか委員長じゃないわけですね。

それで、ある意味やはりこの民主政治、とりわけ投票率の向上に向けて取り組まなければならない選挙管理委員会において、交付ミスという手続ミスによって47名の方の民意というのを、ある意味でいえば拒絶した形になるわけですからね。そうしますと、やはりここはひとつ選挙管理委員会、あるいは選挙管理委員会の長として市民に対して、選挙管理委員会は今回の事例に関してこうこうこういうふうに考え、おわび申し上げるとともに、今後こういうふうな対応をしていきたいというような見解を、可能であるならば、広報連絡版とあわせてそうしたものを配布していただければ、市民の皆さん方も、選挙管理委員会は確かに間違いは犯したけれども、直ちにそういうふうにして一人一人の有権者、あるいは市民の疑問とか怒りに対してすぐに反応してくれたという信頼感の醸成というのはかなり回復できるんじゃないかと考えるわけですよ。

それで、そういうことにつきまして、これで終わりにしたいので、もし御回答いただければ答弁いただきたい思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（桶本哲也君） 失礼いたします。

今回の事件発生の実態調査といいますか、また、これを行いながら、今後の再発防止対策の取り組みとあわせて、選挙管理委員会の中で協議をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 1番。

1番（大川弘雄君） きのう電話連絡で聞いて驚いたんですけど、まず1つは、なぜ間違ったかという理由が大事だというふうに思っています。これは、ただ単なる書類、投票用

紙の機械に入れる入れ方を間違ったという理解でよろしいんですか。

議長（小坂智徳君） 選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（桶本哲也君） 失礼いたします。

はい。投票用紙の自動交付機に誤って逆に投票用紙を入れまして、確認を怠ったために気がつかなかったということでございます。

議長（小坂智徳君） 1番。

1番（大川弘雄君） それは、その作業は、選挙管理委員なる方が3人座っておられますが、そういう選挙管理委員の方が書類をセットするものなんでしょうか。

議長（小坂智徳君） 選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（桶本哲也君） 失礼いたします。

事務に従事いたしますのは、市の職員が行っております。確認は、それぞれその投票所の中の者で行うということになっております。

議長（小坂智徳君） 1番。

1番（大川弘雄君） ということは理解的には、その場にいた皆さんが一度テストをしてみて、その機械からそういう色の違ったものが出てくるということはみんなが共用して感じたわけですね。それでいいというふうにしたわけですね。それでいいですね。

議長（小坂智徳君） 選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（桶本哲也君） このたびは、先ほど申し上げましたように、確認をするのを怠っておったということございまして、確認をしなかったことが原因であるということでございます。

議長（小坂智徳君） 3回、もう4回目になるんだと思うんですが。12番。

12番（吉田 基君） これ朝早く事故いうんか、事件が起きたと。それで、上司に報告して、それなりの対応いうものが考えられるわけなんですけど、問題は、ちょっとお尋ねしたいのは、この44名のいわゆる投票に対する責任とかいうんじゃなくて、例えばね、やり直しはできなかったのかどうか、法的にですよ。ちょっと今お二方が質疑の中で聞き漏らしたというんか、私なりにちょっと疑問に思った点を。仮に私その選挙事務の責任者で現場にいたとしますね、チェックとか、そういうことで44人の事故が起きた。そうすると上司にすぐ報告しますよね、あなたのところへ、課長のところへ来たんじゃないか思うんですが、そうすると、課長として県の選管なり中央選管なり44人のやり直しとかね、例えば44人だったら、大体名簿で連絡したわけでしょう。想像しながら詰めていっ

たわけでしょう。チェッカーで44枚出たわけでしょう、47人か。3人が気がついて、44人が選挙人名簿で探して行って連絡とったというふうに推測するんですけどね。そうしたら、朝一番だから、もしそういうことが可能であればいう前提になるんですけど、そこあたりの選挙法のとらえ方ね、もう完全に44人はそこで無効票になっているわけでしょう。言っていることわかりますか。聞きたいのはその点だけなんですよ。やり直しの問題とか、そういうことがもう法的に不可能だったんだと、だからしなかった。いや、気がつかないから、ただ対処を謝っていただけだと、いろいろあろう思うんですよ、内容の中にね。だから、詰めた話というよりは、二度とこういうことが起きてもいかんし、チェックとか、そういうのもいつもいつも言われてきたことなんですよ。前、開票所で電気が消えたことがあるんよね、昔。脇本さんは覚えているみたいですね。そういう本当にあっちゃいかんことが昔の選挙ね、大昔の。投票の枚数が足らなかつたりね、知っている人知らない人いるかもわかりませんが、そういうことの中で僕がちょっとお尋ねしているんですよ。

だから、端的に言うと、やり直しについてが中心の質問なんですけど、そういうふうなことをどのようにとらえているか。別にとがめ立てしているんじゃないんですよ。ミスは必ず、原発なんかでも起きているわけで。ただ、この問題の中で事故が起きた後そういうことができたのかできないのかというのがちょっとポイントとして聞きたいというふうに思いますので、お願いいたします。

議長（小坂智徳君） 選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（桶本哲也君） 失礼いたします。

44名の方、やり直しはできなかったのかという御質問でございますが、この44名の方につきましては、確かに事務従事者のほうが誤って比例の投票用紙と選挙区の投票用紙を1枚ずつお渡しをして投票を済まされておりますので、1人1票という原則がございます。それに再投票ということになりますと反することになりますので、やり直しはできないという判断でございました。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 12番。

12番（吉田 基君） だから、聞いたかどうかということよね。だって、最初にセットした紙が地方区でしょう。それに比例区の紙を入れとんでしょう。47人まで行って3人はね。だから、僕が言いたいのは44人というのはもう投票所をあけて47人まで行ったんだ

ろう思うんですよ。そうすると、その投票箱の中には全部44票がもう無効なんよね。そういう場合の対処をだれがどういう形で判断したんかという、上司に報告しとるんでしょ。そして、自分の解釈でやったのかどうかいうのもちょっとあるんよね、僕の頭に。中央選管が、いや、それやったら即やり直ししてくださいという場合があるかないかもわからんし、選挙管理委員会の方の了解が要るのかもわからんが、例えばその投票用紙が出る機械がありますよね、その中には全部地方区に比例区が入っておるんでしょ。それから全部さし抜いて入れたわけでしょう。そしたら、44人の無効票というものの取り扱いのが、別にとがめ立てしているんじゃないんですよ。そういう対処の知恵いうんか、対処があったんかどうか。いや、ただ単にもう無効で申しわけない、謝っただけなのかなという、それだったら極めて44人の人に対してただ謝るだけで、もう一度投票してもらえもんかどうかもわからんしね、私も。そこを聞いているんですよ。その場で処理したのか、きちっと上位機関と協議して法の裏づけでやり直しができたのかできないとかいう、もろもろのことがあるよね。ただ、動転していたから、多分想像ですけど、これは大変だと、こういうことで対処いうんか、処理の仕方に問題があるのかな、ないのかなという、そういう疑問があるわけよね、こう思うのにな。そこを教えてもらいたいんですよ。

議長（小坂智徳君） 選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（桶本哲也君） 失礼いたします。

44名の方が、当然これは投票用紙を誤ってお渡ししたわけでございます。この44名の方につきましては、事務従事者のほうはその誤りに気づいて、その時点では気づいておりませんでしたので、それぞれ1枚ずつ選挙区と比例区とお渡しして投票を済まされております。その後、47人目までの方のときに初めて誤りに気がついておりますので、もう既にお帰りになられた後でございました。その47人目の方が済まされた後に私どものほうへ報告がございまして、当然私どものほうも広島県の選挙管理委員会のほうには御相談を申し上げましたが、既に投票箱へ投票用紙を投函されておられますので、もう投票箱をあけることもできません。ですから、再投票もできないという判断で、おわびに1軒1軒回らせていただいたという状況でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） 12番。

12番（吉田 基君） だから、僕が言いよるのは、だめいうのはもう無効票であけれらん、そうかなあという、確かにそのとおりかもわかりませんが、本当にそうかどうかいうのをわかって言いよるんかね。だって、最初から最後まであれでしょう。最初にセット

した分が47にあって、朝8時半ぐらいに気がついたわけでしょう。そういう場合、細かく説明したんかね、県のほうに、県の選管に。こういう事例いうのはちょっとまれに見るから研究の課題はあると思いますよ。そこを聞いているんですよ。だから、説明の仕方だと思っんですよね、県の選管に。まあいいけどね。

もうおれとしてはここぐらいまでしかようお尋ねはできないんですけど、だから、そのところがちょっと疑問に思うということなんよね。100%なら、もうそれでいいと思いますけどね。

議長（小坂智徳君） 選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（桶本哲也君） 失礼いたします。

こういった交付誤りにつきましては、過去にも県内で発生した事例が、他市でございますが、ございまして、県のほうはそういった状況を把握されておられまして、また、そういったものに御指導をいただいたということでございまして、先ほど申し上げましたように、一たん7時に投票箱にかぎをかけますと、もう開票するまではあけられないということでございまして、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 二度とこういうことのないようにという思いで質問させていただきたいと思います。

投票所は全部で何カ所あるのか。そこへ何名ぐらいの職員がつくということになっているのか。その職員の中には、例えば入社間もない職員というのがいらっしゃるのかどうか、そのことと、それと、47名に対して各家庭訪問をされたというふうに伺いました。ただひたすらおわびの訪問であったのか、市民の声というのはどういう声が上がったのか、それをお聞きしたいと思います。

それと、先ほどから議員、ほかの議員の方も言われておりますけども、県の選管へ報告するという、報告するということはあるけれども、指導というのは仰がないのかどうか。それと、無効とした判断は間違いではなかったかどうかということもあわせてお聞きしたいと思います。

あと、開票の結果という総括表が出ておりましたけれども、ここにGのところですね、不突合というのかな、よく読めません。ここで持ち帰りが3、その他マイナス3という、この3という数字は無効投票の中に入るものなのか、持ち帰りというのは余り聞いたことがありませんので、この説明をお伺いしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（桶本哲也君） 失礼いたします。

市内の投票所の数でございますが、29投票所でございます。

それから、申しわけございません、全体の従事者の職員の人数ちょっと把握ができておりません。大体1カ所少ないところで3名、多いところで5名、職員がこのたびは従事をいたしております。

それから、ことし入りました新入職員でございますが、従事をさせております。

それから、このたび大変御迷惑をおかけいたしました47名の有権者の方でございますが、昨日御訪問させていただきました。それぞれの方の声はどうだったかということでございますが、当然に怒りといいますか、そういった声でございます。大変お怒りになっておられたということでございます。それに対しまして私どものほうはおわびを申し上げるしかございませんので、おわびを申し上げて回らせていただきました。

それから、広島県の選挙管理委員会のほうには報告を——当然大きなミスでございますので、報告をいたしております。その際には、県のほうからも適正に執行するようという指導は受けております。

それから、開票結果の件でございます。

持ち帰り3票、これは投票をされた方が投票用紙を投票箱に入れずに持ち帰られた件数が3票ということでございます。それから、その他のマイナス3でございますが、これは先ほど最初に御説明させていただきました比例の投票用紙を二重に交付いたしておりますので、これが余分に多く、3票ほど多く交付したということで、ここにマイナス3ということで上げさせていただいておるものでございます。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 危機管理ということでちょっとすごく感じたところがあるので申し上げたいと思いますけれども、最初の選挙区の場合は、今回黄色い薄い紙だったと思います。比例区のほうが白い紙ということだったと思いますが、何と残念なことに、職員の方ですね、表現の間違いといっても余りにの間違いではないかなと私は耳を疑ったんですが、「赤い紙」、そして「白い紙」という表現をされておりました。当然市民の皆さんも「一瞬えっと思った」という声を聞いております。なぜ黄色い薄い紙が赤なのか、高齢者の方は「非常に迷った」というふうに言われておりました。すべてにおいて二度とこうい

うことのないように危機管理の体制をしっかりと整え直していただきたいなというふうに思います。

47名の有権者の皆様には朝早くやっとの思いで投票所に向かって、本当に貴重な一票を投じてくださったわけですので、二度とこういうことのないように市長みずから陣頭指揮をとっていただいて、今回の件に関してはしっかりと検証していただきたいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより日程に入ります。

---

#### 日程第1

議長（小坂智徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において天内茂樹君、宮原忠行君を指名いたします。

---

#### 日程第2

議長（小坂智徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3

議長（小坂智徳君） 日程第3、議案第48号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第48号工事請負契約の締結について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、市立竹原西小学校及び竹原中学校の校舎の耐震補強工事の請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この工事は、昭和56年以前に設計施工された、いわゆる旧耐震基準の校舎のうち、耐震診断を行った結果、早急な補強が必要であると判断いたしました竹原西小学校の旧校舎及び竹原中学校の校舎について、耐震補強工事を行うものであります。

工事の概要につきましては、建物外部から既成コンクリート部材による外フレームの設置を行い、内部工事として、既存耐震壁の増し厚や柱・はりの炭素繊維巻き補強など、各校の状況に合わせた補強を行い、耐震性の向上を図るものであります。

契約の方法につきましては、指名競争入札とし、工事の規模、工期、施工実績及び地元発注などの観点からさまざまな検討を行った結果、市内の建設業者の技術習得を目的とした共同企業体により施工することといたしました。

本年6月3日に指名業者選定委員会において共同企業体の構成員となるための要件を満たす業者の中から予備指名業者の選定を行い、市内業者については、創建ホーム株式会社、株式会社三好組、株式会社勝谷組、有限会社植田組、有限会社岡組、株式会社中国工業開発の6社を、市外業者につきましては、広成建設株式会社、株式会社増岡組、大之木建設株式会社、株式会社砂原組、山陽建設株式会社、平原建設株式会社の6社を選定いたしました。

これらの業者間で自主結成された共同企業体5社による指名競争入札を本年7月2日に執行したところ、税抜き3億7,620万円の予定価格に対し、落札額3億1,090万円、落札率82.64%で、山陽建設株式会社・創建ホーム株式会社竹原市立小中学校校舎耐震補強工事（竹原西小学校・竹原中学校）共同企業体が落札したものであります。

契約金額は、落札額に消費税相当額を加えた3億2,644万5,000円であります。

工期につきましては、完成期日を平成23年3月31日と定め、教育委員会、学校現場と連携を密にし、安全を確保すべく厳正な管理・監督を行い、工期内完成に努めてまいります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4

議長（小坂智徳君） 日程第4、議案第49号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第49号工事請負契約の締結について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、市立竹原小学校及び忠海中学校の校舎の耐震補強工事の請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この工事は、昭和56年以前に設計施工された、いわゆる旧耐震基準の校舎のうち、耐震診断を行った結果、早急な補強が必要であると判断いたしました竹原小学校の校舎及び忠海中学校の校舎について、耐震補強工事を行うものであります。

工事の概要につきましては、鉄骨ブレースの設置を行い、内部工事として、既存耐震壁の増し厚や柱・はりの炭素繊維巻き補強など、各校の状況に合わせた補強を行い、耐震性の向上を図るものであります。

契約の方法につきましては、指名競争入札とし、工事の規模、工期、施工実績及び地元発注などの観点からさまざまな検討を行った結果、市内の建設業者の技術習得を目的とし

た共同企業体により施工することといたしました。

本年6月3日に指名業者選定委員会において共同企業体の構成員となるための要件を満たす業者の中から予備指名業者の選定を行い、市内業者につきましては、創建ホーム株式会社、株式会社三好組、株式会社勝谷組、有限会社植田組、有限会社岡組、株式会社中国工業開発の6社を、市外業者につきましては、広成建設株式会社、株式会社増岡組、大之木建設株式会社、株式会社砂原組、山陽建設株式会社、平原建設株式会社の6社を選定いたしました。

これらの業者間で自主結成された共同企業体5社による指名競争入札を本年7月2日に執行したところ、税抜き2億7,500万円の予定価格に対し、落札額2億2,705万円、落札率82.56%で、山陽建設株式会社・創建ホーム株式会社竹原市立小中学校校舎耐震補強工事（竹原小学校・忠海中学校）共同企業体が落札したものであります。

契約金額は、落札額に消費税相当額を加えた2億3,840万2,500円であります。

工期につきましては、完成期日を平成23年3月31日と定め、教育委員会、学校現場と連携を密にし、安全を確保すべく厳正な管理・監督を行い、工期内完成に努めてまいります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。1番。

1番（大川弘雄君） この工期ですけれども、たしか私の記憶では、忠中は夏休み中に工期を完成しますからというふうな説明を受けたような気がしておりますが、そのあたりをもう一度確認させてください。

議長（小坂智徳君） 教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 失礼いたします。

今の4校については、教育委員会が学校耐震補強工事についての役員会及び保護者の説明会をさせていただきました。なぜ補強工事が必要なのかということと、工事の概要について各小・中学校に説明いたしました。

工期については、夏休みから来年の3月末ということの説明をさせていただいております。

きょう議決をいただきまして、工期については、業者とあす各学校へ説明をするようにしておりますし、忠中については夏休みでの工期の完成ということについてはお話しはいた

しておりません。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 1 番。

1 番（大川弘雄君） わかりました。

では、夏休みに終わるのではないということですね。わかりました。そういうふう聞いていたかと思っていたんですが、そうであれば、余計に安全のこともありますので、できれば夏休みを終わっていただいて、少しでも危険度の少ないようにという意味で夏休みからということだというふうに皆さん理解しておりましたが、そうでないのであれば、授業中もやるということになるというふうになりますので、ぜひとも安全対策は十分にやっていただきたいと。できるだけ夏休みの間に、私はどう聞いてもそのように聞いた覚えがあります。ぜひ夏休みに終わっていただきたい、努力をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（小坂智徳君） 1 5 番。

1 5 番（天内茂樹君） 私も先ほどのでちょっとやっぱり言っときたいというふうに思ったのですが、やっぱりこの工期の問題ですね、これは先ほどから3月31日が工期になると。これは今教育委員会とも、あるいは学校現場とも連携を密にしながら言っとなるんですがね、この3月31日いうたら、もう人事異動もあるんです、検査もあるんです、学校なんかでも校長先生、教頭先生らがおかわりになるということも十分に予想される中ですね、3月31日はいささかと。いまだかつては、調べてみてください、3月31日の学校建設等々においても、やっぱり3月20日か25日を完成にしてなかったかというふうに思います。私は、かつてあるんですが、3月25日が完成期限、それじゃ26日から使えるんですねと、こういう、完成ですね、検査を受けたら。それが実際には、ニスが全部乾くまで待ってくださいと、それが1週間ぐらい使えんです。工期から使えんです。工期があっても使えん。それはニスをするのが際でも完成でしょうね。実際完成しても使えんですね、ニスが乾かん限り、廊下が。そういうケースもあったんです。少なくともね、学校でしょう。子供もいるか、卒業する、いろいろなことがあるんですが、3月31日というたら、検査する職員だって担当かわるじゃないですか。

今、仁賀のダムが来年の3月に完成します。3月15日を完成。全部それで業者も、共同企業体業者も全部撤去してきれいにして県へお渡しすると、それから、県は工期の検査するでしょうね。県の検査官も3月31日までありますから十分に、2週間あればあると

いうことだと思うんですが。

私は、この学校なんか特にですが、なぜこの際までやらんでも、やっぱり、それは条件ですから、少なくとも20日とか、遅くとも25日ですね、ような工期にできないのかということをおね。実際無理でしょう、市の担当者あたりも。もう二十四、五日ごろには辞令の発表、内示やらあるでしょう。もう仕事がうわつくんですよ。あるいは中には退職していかれる監督の責任者もあるかわからん。だから、やっぱりこういうふうなのは少なくとも1週間から10日前には工期をやるべきじゃないか、あるいは、そうしたらやっぱり手直しが出るかもわからんと、こう思うんですが、こういう考えについて、3月31日ということをお定められたということについて、あるいは私が申し上げることについてどのように思われるか、御答弁をお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） 工期につきましては、きょう議会議決をいただいた後、あすからが着手する日にちとなっておりますので、あす早々に請負業者と協議いたしまして、基本的には、31日というのはすべての成果品ができるのが31日でありまして、工事現場、現場につきましては、今のところ3月の中旬までには、2週間前には工事の現場、それぞれの学校については現場は中旬には終わらせるように考えておりますので、その辺を含めて、あすから早速工程調整、各学校現場等も含めまして調整を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

以上です。

議長（小坂智徳君） 15番。

15番（天内茂樹君） 結構ですが。でもね、やっぱり工期を3月31日とあったら、3月の半ばまでにきれいにせいや、なっとらんじゃないかと言うてもだめなんですよ。何よんな3月31日が工期だろうかと。だから、そういう予定できちっとあるなら、いつそのこと3月15日、3月20日で工期はやるべきだと。そのほうが、先ほど来、やっぱり夏休み中でも終わるんじゃないかいう、特に学校なんかの場合はそういう願いも、思いもありますわね。そういったときに、この3月31日、私それは先ほどの48号議案についても同じように思っと思ったんですが、次も今出るわと、このときに申し上げさせてもらいたいと思って今申し上げたんですけどね。それは、そういうことであるかしらんけども、あるならいつそのこと、契約ならそうすべきじゃないかというふうに思うわけでございます。

以上です。

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって平成22年第3回竹原市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会副議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員